

訪問看護センター明和 居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人信和会が開設する居宅介護支援事業所(以下「事業所」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。事業所の介護支援専門員が要支援状態又は要介護状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 当事業所は、利用者が要支援・要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。

2 当事業所は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類、または特定の事業所に偏することのないよう公平かつ中立に実施する。

3 当事業所は、市町、老人福祉法第20条の7の2の規定する地域包括支援センター、介護保険施設との連携に努める。

(事業所の名称、所在地)

第3条 事業所の名称は 訪問看護センター明和 居宅介護支援事業所

2 事業所の所在地は 西宮市甲子園九番町15番22号

(従事者の職種・員数及び職務内容)

第4条 当事業所は次のとおり管理者を設置する。

1)管理者 1名(常勤)

2)管理者は従事者及び利用の申込みに係る調整など業務の管理を一元的に行い、また必要な指揮命令を行う

2 当事業所は次のとおり介護支援専門員を設置する。

1)介護支援専門員 3名

2)介護支援専門員は省令第2章人員に関する基準に規定する員数を確保する

3)介護支援専門員は利用者からの相談を受ける

4)介護支援専門員は居宅サービス計画の作成、変更を行う

5)介護支援専門員は居宅サービス計画に基づくサービス提供にかかる連絡調整を行う

(営業日及び時間)

第5条 営業日および営業時間は次のとおりとする。

2 営業日は月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時30分、土曜日の午前9時から午後13時までとする。(ただし国民の休祝日に関する法律に規定する休日、12月29日～1月3日を除く)

(サービス提供方法及び内容)

第6条 サービスの提供方法及び内容は次のとおりとする。

2 相談を受ける場所は利用者の居宅または当事業所の面談室等とする。

3 使用する課題分析票の種類は当事業所独自の方式とする。

4 サービス担当者会議の開催場所は居宅または当事業所の面談室等とする。

5 利用者への訪問頻度は最低1ヶ月に1回とし、利用者の状態、居宅サービスの実施状況等の確認を行う。

(利用料)

第7条 利用料は介護報酬の告示上の額とする。

(その他費用の額)

第8条 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は下記のとおりとする。

西宮市内(甲山.甲武.甲東.塩瀬.山口高齢者あんしん窓口担当地域を除く別添)とする。

(研修の確保)

第10条 介護支援専門員等の資質を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

2 採用時研修 採用後1ヶ月以内

3 継続研修 兵庫県が実施する現任研修、院内外研修等 適宜

(秘密の保持)

第11条 従事者は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係従事者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

(その他)

第12条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人明和病院と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

第1条 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。

この規程は、平成 23 年 11 月 1 日から改訂実施する。

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から改訂実施する。

この規程は、平成 27 年 2 月 1 日から改訂実施する。

この規定は、令和 2 年 7 月 1 日から改定実施する。

この規定は、令和 6 年 1 月 1 日から改定実施する。